

参考様式(様式1関係)

一般競争入札公告

令和3年11月29日

社会福祉法人 騏忠会

理事長 齋藤忠治

社会福祉法人騏忠会の発注する「特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑 増床改修工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

入札方法	一般競争入札
参加形態	単体企業
工事名	特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑 増床改修工事
工事場所	埼玉県さいたま市緑区中尾 925 番地
履行期間	契約日～令和4年6月30日
履行概要	用途：特別養護老人ホーム 70 床(改修後 82 床) 構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上 3 階、地下 1 階 敷地面積：3076.17 m ² 延床面積：3837.40 m ² 建築面積：1795.34 m ² 工事種別：内部改修工事 建築一式工事：(建築・電気・給排水・空調) 改修工事範囲面積：約 325.18 m ²
予定価格	事後公表
最低制限価格設定	設定する
参加申請受付期間	令和3年11月29日(月曜日)から 令和3年12月6日(月曜日)16:00まで必着 提出書類の①、②の書式に関しては市のHPからダウンロードして使用してください ※ さいたま市/建設工事及び建設工事に伴う業務委託(様式集) (city.saitama.jp) 又は連絡問い合わせ先に電子メールにて請求してください
資格確認書類受付期間	令和3年12月6日(月曜日)16:00まで必着
資格確認結果通知期日	令和3年12月10日(金曜日) 一般競争入札参加資格等の確認結果通知書(様式3)の郵送、参加資格者へは設計図書等を同封する(現場説明会は行わないものとする)

入札期間	令和4年1月11日(火曜日) ※時間及び場所については一般競争入札参加資格等の確認結果通知書にて通知する	
開札の場所並びに日時	同上 ※入札後開札とする	
参加資格	名簿登載業種等	建設工事業 S 級(さいたま市 S 級)で有る事 直近の経営事項審査総合評点(P 点)が 1,000 点以上で有る事
	所在地区分	埼玉県内に本店
	施工実績等	平成 28 年(2016 年)以降に工事が完了した埼玉県内における特別養護老人ホームで、50 床以上の新築工事又は請負金額 5,000 万円(税抜)以上の増築、改築、大規模修繕、改修工事の元請施工実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は含まない)
	提出を要する書類	① 一般競争参加資格等確認申請書【単体用】 ② 一般競争入札参加資格確認資料【単体用】 ③ 会社案内・会社経歴書 ④ 建設業の許可証の写し ⑤ 経営事項審査総合評点(P 点)のわかる経営審査表の写し ⑥ 令和 3・4 年度さいたま市競争入札参加資格の格付けを証する書類 ⑦ 特別養護老人ホームの施工実績(件名、金額、工期等)を証する契約書の写し 提出方法は、郵送又は宅急便のみとする
	その他の参加資格	① 当法人役員が役員をしている企業及びその企業との親子関係にある企業でない事 ② 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事請負業者入札参加停止要綱(平成 13 年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱(平成 13 年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていない事、 ③ 開札日において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをしていない者、若しくは更生手続開始がされた者又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てをしていない者若しくは再生手続開始決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、競争入札参加資格の再審査を受け当該再審査の結果、資格者名簿に登録されている者に限る。 ④ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていること。

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	参加資格があると認めた者に一般競争入札参加資格等の確認結果通知書と併せて設計図書等を配布する 令和3年12月10日（金曜日）までに発送						
	質問受付日	令和3年12月21日（火曜日）9:00から12:00 質疑対応についての詳細は、設計図書等在中の入札説明書のとおりとする						
	質問回答期日	令和3年12月27日（月曜日）						
保証金及び支払方法	入札保証金	有 5/100	契約保証金	有 10/100	前払金	無	部分払	有
落札者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額の入札者を落札予定者とする。再度入札は1回までとする 2. 初度入札に参加しない者または無効となった者は再度入札に参加できない 3. 再度入札を行っても落札者がいない場合、(ア)または(イ)の場合に限り、下記の条件を厳守した上で交渉による随意契約を行うものとする <ul style="list-style-type: none"> (ア) 予定価格に達せず、再入札した者に契約締結の意思がある場合(各事業者から見積もりを徴求し、見積金額の低い事業者から、順次交渉する。) (イ) 再度入札に応じる者が1者のみとなった場合 <p><条件></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。 (2) 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない事 (3) 入札にあたっての条件を変えることは認められない事 (4) 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札者が署名する 							

<p>入札保証金及び 契約保証金</p>	<p>(1) 入札保証金及び契約保証金は定めるものとする。なお、取扱いについては、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）の規定に準じて定める。</p> <p>(2) 法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>ア 入札に参加しようとするものが、保証会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 入札資格を有する者で過去 2 年間の間に国（独立行政法を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れが無いと法人が認めるとき。</p> <p>ウ (2)ア・イに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p> <p>(3) 法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>ア 契約の相手方が、保証会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>ウ 契約の相手方が過去 2 年間の間に国（独立行政法を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れが無いと法人が認めるとき。</p> <p>エ (3)ア～ウに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p>
--------------------------	--

<p>入札に関する注意事項</p>	<p>(1) 入札の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入札に参加する者の数が1社である時は、1回のみ入札を執行する ② 代理人をして入札させる場合は委任状を提出する事。 <p>(2) 入札に記載する金額</p> <p>入札書に記載された金額 10%に相当する額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約請負金額とする。入札者は、消費税抜きの金額にて入札のこと。</p> <p>(3) 入札の辞退</p> <p>入札参加決定者は入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出する事。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入札に参加する資格のない者がした入札 ② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札 ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ④ 談合、その他不正行為があったと認められる入札 ⑤ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札 ⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格申請書を提出した者がした入札 ⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ⑧ 最低制限価格を下回った入札 ⑨ 次に掲げる入札をした者がした入札 <p>(ア) 入札書の押印のないもの</p> <p>(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>(ウ) 押印されるべき印影が明らかでないもの</p> <p>(エ) 記載すべき事項のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(キ) 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の入札書を提出した者</p> ⑩ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札 <p>(5) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある時は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。</p>
-------------------	---

問い合わせ先 郵送先	社会福祉法人騏忠会 特別養護老人ホーム 浦和しぶや苑 〒336-0932 さいたま市緑区中尾 925 番地 担当者： 出井隆男 TEL：048-876-1811 FAX：048-876-1821 Mail：shibuyaen-jimu@mx2.alpha-web.ne.jp
---------------	--